

この度、様がお亡くなりになられ、お悔やみ申し上げます。下記の手続き（○印のあるもの）がありますので市役所各窓口、各自治振興センターまたはりんご庁舎市民証明コーナーで手続きを行ってください。

持ち物（ ・振込口座の確認できるもの ・印鑑
・この通知 ・下記に該当する書類等 ）



	手続きの内容	問い合わせ先	窓口
	印鑑登録証（カード）の返却 ※死亡日に自動的に廃印になります。印鑑登録証をお返しくください。	市民課 市民窓口係 (内線5415)	A5
	世帯主の変更 ※世帯主を さんにさせていただきました。 (変える場合は世帯主変更の申し出をしてください)		
	《国民健康保険加入世帯》 国民健康保険被保険者証の返却、資格確認書の差し替え・返却 国民健康保険葬祭費支給申請書（同封）の提出 各種認定証の返却（該当の方のみ） （世帯主が亡くなった場合） ・世帯主の方が国保加入者でなくても、世帯主を変更したことにより国保税額等に変更がある場合があります。翌月の中旬に更正通知書をお送りします。 ・世帯主が亡くなると、納税義務者(課税される人)が変わるため、元々口座振替で納付していても、口座振替は継続されません。引き続き口座振替を希望する場合は、新しい世帯主の名前で、改めて申し込んでください。	保健課 国保係 (内線5521) 5522 5524, 5528 ※1	A8
	《介護保険加入の方》（65歳以上の方） 介護保険被保険者証の返却 ※要介護・要支援認定申請中の場合は返却不要です。 各種減額認定証、負担割合証の返却（該当の方のみ） 介護保険被保険者異動届・振込口座依頼書兼確約書（同封）の提出 ※介護保険者が飯田市以外の場合は提出不要です。	長寿支援課 介護認定支援係 (内線5767) 介護保険係※2 (内線5763)	A11
	《後期高齢者医療保険加入の方》 （75歳以上の方・65歳～74歳の方で、障害認定等を受けていた方） 後期高齢者被保険者証または資格確認書の返却（医療費の精算が済んでから） 減額認定証・特定疾病療養受療証の返却（該当の方のみ） 後期高齢者医療葬祭費支給申請書（同封）の提出 誓約書兼振込口座届（同封）の提出	保健課 医療給付係 (内線5525) ※3	A9
	《上村地区・南信濃地区に住民登録をしていた方が亡くなり、阿南斎場を利用した場合》 飯田市市外火葬場利用補助金の申請書・請求書（同封）の提出 ※火葬許可証の写し、火葬場使用料領収書の写しをお持ちください。	環境課 環境衛生係 (内線5461)	C12
	《市営霊園をお持ちの方はご連絡ください》 霊園使用承継許可申請書、霊園埋蔵届出書等ご案内します。		
-	市税・保険料の取り扱い 市税・保険料の納税義務者及び国民健康保険加入の方が亡くなった場合、相続人の方に納税（納付）を引き継いでいただくこととなります（年度の途中で亡くなられても、その年度の納税義務はなくなります） 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、金額が変更となり、還付または追加納付となります（翌月に各担当課から更正通知が送付されます）	更正通知 に関する こと	国保 (※1) 介護 (※2) 後期 (※3) A8 A11 A9
-	口座振替の申込み・振替口座の変更 口座振替を契約していた方が亡くなり口座が凍結されると、口座振替ができなくなります。口座振替を行う口座の変更を希望する場合は、預金通帳・口座届出印・所有者コード(基本コード)の分かるものを用意し、金融機関窓口等でお手続きしていただくか、市ホームページ「飯田市Web口座振替受付サービス」をご利用下さい。 口座振替は申込みの翌月から開始します。それまでは納付書で納付してください。	更正通 知以外 納税課 管理係 (内線5146)	A10

該当するものがありましたら、「問い合わせ先」にご確認のうえ、手続きをしてください。

手続きの内容		問い合わせ先	窓口
福祉医療費受給者証の返却及び口座の変更（子ども・障がい者・ひとり親） 福祉医療の申請手続きが済んでから、保健課、各自治振興センターまたはりんご庁舎内市民証明コーナーへ受給者証を返却してください。振込口座がご本人の場合は変更の届出をしてください。		保健課 医療給付係 (内線5527)	A9
児童手当の手続き ※受給者が亡くなられた場合には新たな受給者で認定請求書を提出して下さい。 ※未払児童手当請求書の届出が必要な場合があります。 ※児童が亡くなられた場合には、受給事由消滅届を提出して下さい。他に対象児童がいる場合や、多子加算に該当する年度末年齢22歳までの兄弟が亡くなられた場合は、額改定請求書で減額の申請をしてください※オンライン申請できます		保育家庭課 家庭相談係 (内線5737)	A11
児童扶養手当の手続き ※夫・妻が亡くなられひとり親家庭となった場合で、年度末年齢が18歳以下の児童または障がいのある20歳未満の児童を療育している方は、保育家庭課でご相談ください。 ※受給者が亡くなられた場合は保育家庭課でご相談ください。		家庭相談係 (内線5738)	
障がい者手帳の返却 各自治振興センターまたは福祉課障がい福祉係で手帳の返却手続きをしてください。 ※NHK放送受信料免除の基準に該当される方が亡くなられた場合、免除事由消滅届を提出して下さい。		福祉課 障がい福祉係 (内線5772)	A11
特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の手続き 受給者または対象児童が亡くなられた場合、届出書を提出して下さい。		障がい福祉係 (内線5719)	
原動機付自転車（飯田市ナンバー）の手続き ※引き続き使用される場合は、税務課諸税係で名義変更の手続きをして下さい。 ※廃車される場合は、ナンバープレートをお持ちのうえ、税務課諸税係で手続きをしてください。		税務課 諸税係 (内線5143) 市民税係 (内線5161) 資産税土地係 (内線5174)	A1
相続人代表者指定の手続き 後日、相続人の中のお一人に「相続人代表者指定届出書」をお送りします。相続人の方でご相談いただき、提出をお願いします。			
上下水道の使用者変更届、閉栓届 上下水道の使用者となっている方が亡くなられた場合、使用者の変更または閉栓の手続きをしてください。電話、インターネットで手続きができます。 市ウェブサイト ID：122930（使用者変更）、または ID：66505（閉栓）		水道料金 お客様センター (0265-21-1132)	C13
森林の土地の所有者届 相続等により森林の土地を新たに取得した方は、その面積にかかわらず届出を行う必要があります。土地所有者となった日から90日以内に届出をしてください。 ※未支給年金請求、遺族年金請求、死亡届などの手続きが必要です。		林務課里山保全係 (飯伊森林組合内) (内線4861)	
年金受給者の方	厚生年金を受給されていた方 厚生年金と国民年金、または厚生年金と共済年金を受給されていた方 飯田年金事務所に必要書類をお問い合わせのうえ手続きしてください。（亡くなられた方（および生存配偶者）の基礎年金番号がわかる場合はねんきんダイヤルにお問い合わせください。）	飯田年金事務所 (代表：22-3641) またはねんきんダイヤル (0570-05-1165)	A7
	共済年金を受給されていた方 加入していた共済組合にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	加入していた共済	
	農業者年金を受給されていた方 JAみなみ信州各支所・事業所にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	農業委員会事務局 (0265-21-3219)	
	国民年金のみを受給されていた方 市民課市民窓口係にお問い合わせのうえ、市民課、各自治振興センターまたはりんご庁舎市民証明コーナーで手続きしてください。	市民課 市民窓口係 (内線5428)	
年金加入者の方	国民年金のみに加入されていた方 市民課市民窓口係にお問い合わせのうえ、市民課、各自治振興センターまたはりんご庁舎市民証明コーナーで手続きしてください。未支給年金や死亡一時金などを請求できる場合があります。		A7
	厚生年金に加入中または以前厚生年金に加入されていた方 飯田年金事務所にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	飯田年金事務所 (代表：0265-22-3641)	
	共済組合に加入中の方 加入している共済組合にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	加入していた共済	
	農業者年金に加入中または以前農業者年金に加入されていた方 JAみなみ信州各支所・事業所にお問い合わせのうえ、手続きしてください。	農業委員会事務局 (0265-21-3219)	

該当するものがありましたら、「問い合わせ先」にご確認のうえ、手続きをしてください。